

今回、生徒の意見を取り入れ、また、PTA役員や学校評議員の皆様の助言をいただきながら生徒心得の改定を行いました。今後も、生徒の主体的な活動の下、必要に応じて見直しを行います。

改訂後

§ Ⅲ. 生徒指導関係規程

1. 生徒心得

最終改正 令和6年3月31日

『本校生徒は、自己の人格形成を図る為に、生徒心得はもちろんのこと、社会の秩序をよく守りお互いに協力して心身ともに健全な生活が送れるよう努力しなければならない』

※在学中は成年年齢に達しても、次のことを遵守すること

第1章 校内生活

生徒は規律や秩序を守り、落ち着いて学習に取り組む。

1. 登校は8時20分までとする。
2. 欠席・遅刻・早退・欠課をする場合は、学級担任、教科担任に届け出る。
3. 私有物は各自が責任を持って管理する。ただし、ゲーム機・カードなどの学習に必要なものは、持ち込みを禁止する。
4. 公共物は大切に扱い、破損・紛失した場合は届け出る。
5. 校内における選挙運動・選挙活動は禁止する。

第2章 校外生活

登校・下校時及び校外の生活においては、服装を正し、言動を慎み、社会秩序に反することのないように注意する。

1. 午後9時（冬季は午後8時）までに帰宅する。
2. 外泊は厳に慎む。やむを得ず外泊する時は、保護者の了解をもらう。
3. 交通ルールを守り、他人に迷惑をかけるような行為はしない。
4. 旅行、登山、キャンプ、演奏活動、その他の活動を本校生徒を中心とした団体で行う場合は、日時、目的、内容、行き先等を届け出る。

第3章 身だしなみ

生徒は常に身なりを正し、高校生としての自覚を持って生活する。

1. 登校・下校の時は、制服を着用する。
2. 頭髪基準は次のとおりとする。
【男子】前髪は目にかからないようにし、後ろ髪はブレザーの襟をこえることのない長さに整える。耳が隠れる長い髪は禁止とする。もみあげの端をこえないようにし、ひげを伸ばすことは禁止とする。
【女子】前髪は目にかからないようにし、後ろ髪は両肩を結ぶ線より長くなる時は結ぶ。ゴムの色は黒・紺・茶とする。
3. カバンは、華美でないものとする。
4. 内ズックは、学年指定のものを着用する。
5. 外靴は、華美でないものとする。
6. コート類は、華美でないものとする。

第4章 服装基準

【正装】

《男子》

ブレザーは指定紺色・シングル2ツ釦（校章入）・指定ワッペン付
スラックスは指定グレー無地
ワイシャツは白無地
ネクタイは校名イニシャル入り
指定のベルト

《女子》

ブレザーは指定紺色・ダブル2ツ釦（校章入）・指定ワッペン付
スカートは指定グレー無地
スラックスは指定グレー無地（指定のベルト）
長袖ブラウスは指定カッターシャツ型ブラウス（白）
リボン（スコットタイ）はエンジ色
校名イニシャル入りネクタイ
ソックスは紺色
※入学式、および卒業式についてはスカート着用時は黒タイツを着用する。

【正装に加えて以下の略装を認める】

《男子》

ネクタイ（ストライプ柄）
学校指定のセーター
指定開襟シャツ（オープン型ショート丈）
※ワイシャツ着用時はネクタイを着用する。

《女子》

スカート（タータンチェック）
リボン（スコットタイ）・・・紺、グリーン
ソックス・・・白、黒、グリーン
学校指定のセーター、カーディガン
指定開襟ジャケット（オフホワイト）
指定夏スカート（チェック柄）
スラックスは指定グレー無地（指定のベルト）
なおスラックス着用時は指定カッターシャツ型ブラウスを着用する
開襟ジャケットの上に、セーター、カーディガンの着用も認める

第5章 団体集会への参加・印刷物刊行等

1. 次のことを行う場合は、責任者はあらかじめ書面をもってその内容を明らかにし、学校長の許可を得なければならない。

- ① 団体を組織するとき。
- ② 前項の団体が学校外の諸団体、集会等に参加するとき。
- ③ 校外者の意見を発表させるとき。
- ④ 集会をするとき。
- ⑤ 印刷物を発行するとき。
- ⑥ 文書、図書等（ポスター、写真類を含む）を掲示または配布するとき。
- ⑦ 金銭または物品を募集するとき。

2. 生徒個人として、学校外の団体、集会等に参加あるいは参加するときは、学校長の許可を得なければならない。

第6章 懲 戒

生徒心得に違反し次の行為を行ったときは懲戒処分を受ける。

- ① 飲酒、喫煙、窃盗、深夜徘徊、無断外泊、薬物乱用、暴力行為、不健全性行為、金銭・物品の強要
- ② 法令・条例で未成年者及び20歳未満の者の立ち入りを禁止している場所への出入り
- ③ 他の生徒に心身の苦痛を与える行為
- ④ 考査等における不正行為
- ⑤ 交通違反（校内規制を含む）
- ⑥ SNS等の不適切使用
- ⑦ 無断アルバイト、無許可免許取得
- ⑧ その他生徒指導上問題となる行為

第7章 自転車・自動二輪車・自動車に関する規定

通学または家庭において車両を運転する場合には、自己はもとより他人の生命の安全を図るため事故防止に必要な交通規則を守るとともに、学校の定めた規定に従い安全運転をしなければならない。

1. 自転車

(1) 自転車の通学使用について

- ア. 自転車で通学する生徒は、「自転車通学許可願」を提出する。
- イ. 使用者は、「自転車通学シール」・「防犯登録証」を車体に貼り鍵を完備する。
- ウ. 車体は普通自転車とする。

(2) 使用時の諸注意

- ア. 「道路交通法」を遵守し、歩行者の通行を妨げない。
- イ. 路面の凍結時や風雨の強い時は乗車を控える。
- ウ. 自転車置場では、整然と置き、施錠を完全にす。
- エ. 車体の点検整備を常に心がける。

2. 自動二輪車

自動二輪車（原動機付き自転車を含む）の免許取得は認めない。

3. 自動車

(1) 普通自動車運転免許取得条件

3年生で、卒業後の普通自動車の運転免許が必要であると認められ、かつ学習成績及び生活態度が本校生徒として望ましいと認められた場合のみ、自動車学校への入学手続きを許可する。

(2) 手続きについて

- ア. 保護者の了解のもとに「自動車学校入校許可願」を学級担任を経て提出する。
- イ. 入校は第2回定期考査の結果が出てからとする。
- ウ. 直近の考査において欠点科目が生じた場合、入校を延期する。ただし、特別な事情がある場合は考慮する。

(3) その他

- ア. 定期考査開始1週間前から終了までの間、自動車学校への通学は認めない。
- イ. 自動車学校では、制服で受講すること。

第8章 アルバイトに関する規定

1. 許可の要件

(1) 許可願を提出し、期間・時間を守ること。

ア. 原則として長期休業のみとする。特別な理由により長期休業以外にアルバイトをする場合は、「特別な理由によるアルバイト申請書」を提出する。

イ. 3年次にお進路が決定するまで許可しない。特別な理由により進路が決定する以前にアルバイトをする場合は、「特別な理由によるアルバイト申請書」を提出する。

ウ. 長期休業中の3分の2を超える日数は認めない。

(2) 次のような場合は許可しない。

ア. 危険な労働

イ. 夜間業務（午後9時までに帰宅できないもの）

ウ. 主に酒類を提供する業務

エ. 自動車・バイクを使用する業務（助手も含む）

オ. 責任の重すぎる業務

(3) 特別な理由による許可の場合も次の期間は許可しない。

ア. 定期考査の一週間前から終了まで

イ. 1年生の夏休み前まで

(4) 次の場合は許可しない。

ア. 直近の考査において、欠点科目がある。

イ. 日常の服装や授業態度等が学校生活にふさわしくない（許可を取り消す場合もある）。

2. アルバイト申し込みの手順

①保護者と話し合う。

②アルバイト許可願を記入する。（本人、保護者）

③事業所（アルバイト先）からアルバイト雇用届の部分を書いてもらう。

④HR担任—学年主任—生徒指導部担当—教頭—校長の順に許可印をもらう。

3. アルバイト期間中・アルバイト終了後

①アルバイト期間中はアルバイト許可証を常時携帯し、各方面から提出を求められたとき、すみやかに提示すること。

②アルバイト許可証を学校に返却する。

③アルバイト終了後、すみやかにアルバイト報告書を書き、学校に提出する。